

○富里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年 9 月30日 条例第12号

改正

平成27年 6 月19日 条例第29号

平成28年 6 月23日 条例第28号

富里市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第21条）

第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）

第3章 小規模保育事業

第1節 通則（第27条）

第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）

第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）

第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）

第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）

第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定により保育が必要と認められる児童であつて、満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所

(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第4条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上

の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（家庭的保育事業者等と非常災害）

第7条 家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（家庭的保育事業者等の職員の一般的要件）

第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等）

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に

富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好(し)好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
 - (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
 - (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

- (1) 連携施設
- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う

事業所，社会福祉施設，医療機関等

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 家庭的保育事業者等は，利用乳幼児に対し，利用開始時の健康診断，少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を，学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は，前項の規定にかかわらず，児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって，当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは，利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において，家庭的保育事業者等は，児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は，その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに，必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを，家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては，特に利用乳幼児の食事を調理する者につき，綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の運営規程)

第18条 家庭的保育事業者等は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種，員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類，支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児，幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始，終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、法第24条第6項の規定による措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。

(2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。

(3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

(4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。

(5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。

(6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

(職員)

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

4 家庭的保育事業に従事する職員は、2名を下回らないこととする。

（保育時間）

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

（小規模保育事業の区分）

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階 以 上 の 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に

規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる。

(準用)

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小

規模保育事業者（A型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

第3節 小規模保育事業B型

（職員）

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

（1）乳児 おおむね3人につき1人

（2）満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

（3）満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

（4）満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる。

（準用）

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第4節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

- 第34条** 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。
- 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

- 第35条** 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

- 第36条** 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

- 第37条** 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
(設備及び備品)

第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
(職員)

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。
(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
(準用)

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼

児（法第6条の3第12項第1号イ，ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

（設備の基準）

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条，第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は，次のとおりとする。

- （1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には，乳児室又はほふく室，医務室，調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
- （2） 乳児室又はほふく室の面積は，乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （3） 乳児室又はほふく室には，保育に必要な用具を備えること。
- （4） 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定により保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては，当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には，保育室又は遊戯室，屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同

じ。），調理室及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児 1 人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 保育室等を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段

以上の階		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

（連携施設に関する特例）

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

（準用）

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

（職員）

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。

この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（食事の提供の経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に

係る部分に限る。第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

- 3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

- 4 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

- 5 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

- 8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A

型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則（平成27年6月19日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月23日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法より抜粋

〔家庭的保育事業等〕

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

③ 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

一 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。

二 当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。）が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- チ ヘに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれか

に該当する者であるとき。

- ④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- ⑤ 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可をしないことができる。
- ⑥ 市町村長は、家庭的保育事業等に関する第二項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。
- ⑦ 国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

〔設備及び運営の基準〕

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

- ② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

- ③ 家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

〔報告の徴収等〕

第三十四条の十七 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、家庭的保育事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- ② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- ③ 市町村長は、家庭的保育事業等が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。
- ④ 市町村長は、家庭的保育事業等が、前条第一項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

〔認可取消〕

第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。

- ② 第三十四条の十五第二項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。

雇児発 1 2 1 2 第 6 号
平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

家庭的保育事業等の認可等について

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法（注）において、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下、「家庭的保育事業等」という。）が市町村（特別区を含む。以下同じ。）の認可事業とされ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 15 第 3 項各号に家庭的保育事業等の認可に関する審査基準等が定められるとともに、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から家庭的保育事業等の認可に係る申請があった場合には、認可するものとするとしてされたことから、今般、家庭的保育事業等の認可の指針を下記のとおり定めたので、貴職において家庭的保育事業等の認可を行う際に適切に配意願いたい。

（注）子ども・子育て関連 3 法・・・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）

記

第 1 家庭的保育事業等の認可の指針

1 認可制度について

法第 34 条の 15 第 3 項各号に家庭的保育事業等の認可に関する審査基準等が定められるとともに、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から家庭的保育事業等の認可に係る申請があった場合には、認可するものとするとしてされており、認可に当たっては、法の規定を踏まえて審査を行うこと。

2 地域の状況の把握及び家庭的保育事業等の認可に係る基本的な需給調整の考え方

子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年7月2日内閣府告示第159号。(以下「基本指針」という。))に即し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、子ども・子育て支援事業計画を定めることとされており、市町村においては、当該計画を勘案し、基本指針第三の二の二の(二)の(2)「市町村の認可に係る需給調整の考え方」を踏まえて、家庭的保育事業等の認可申請への対応を検討すること。

3 家庭的保育事業等の認可申請に係る審査等

家庭的保育事業等認可申請については、2を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。

(1) 定員

家庭的保育事業等の定員は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。)にあつては6人以上10人以下(ただし、同省令附則第5条の規定に基づき、同省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、6人以上15人以下とすることができる。)、居宅訪問型保育事業にあつては1人、事業所内保育事業にあつては、同省令第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの合計人数に係る定員枠を設けること。

(2) 社会福祉法人又は学校法人による認可申請

認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)は、法第34条の16第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準によって審査すること。

(3) 社会福祉法人及び学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)以外の者による認可申請

社会福祉法人等以外の者から家庭的保育事業等の認可に関する申請があつた場合には、法第34条の16第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、法第34条の15第3項各号に掲げられた基準によって審査すること。その際の基準については以下のとおりであること。

ア 当該家庭的保育事業等を経営するために、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)も参考に、事業規模に応じた、必要な経済的基礎があると市町村が認めること。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については、直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

イ 当該家庭的保育事業等の経営者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))とする。以下同じ。)が社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、(ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。ただし、(イ)については、事業者の事業規模等に応じ、市町村が認める場合に必要に応じて要件を課すこととする。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等をいうこと。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

(ウ) 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

(4) 社会福祉法人等以外の者に対する認可の際の条件

社会福祉法人等以外の者に対して家庭的保育事業等の認可を行う場合については、以下の条件を付することが望ましいこと。

ア 法第34条の16第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第50条により準用された同令第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。

ウ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び

別紙1の借入金明細書、及び別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

エ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市町村長に対して提出すること。

（ア） 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市町村が必要と認める書類

（イ） 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙1の借入金明細書、別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

（5） 認可の取消しについて

市町村長は、法第58条第2項に規定を踏まえ、家庭的保育事業等が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該家庭的保育事業等に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該家庭的保育事業等がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該家庭的保育事業等がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを検討すること。

ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを検討すること。

第2 実施期日等

この通知は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な勧告に当たるものである。

別紙1

借入金明細書（短期運営資金借入金を除く）

自 年 月 日
至 年 月 日

(単位：円)

区分	借入先	区 分	期首 残高 ①	当 期 借 入 金 ②	当 期 償 還 額 ③	差引期末残高 ④=①+②- ③ (うち1年以 内償還予定 額)	元金償 還 補助金	利率%	支払利息		返済期 限	使途	担保資産		
									当期支 出額	利息補助 金収入			種類	地番ま たは内 容	帳簿価 額
設備資金借入金						()									
						()									
						()									
						()									
						()									
長期運営資金借入金						()									
						()									
						()									
						()									
						()									
計						()									
計						()									
合計						()									

別紙2

基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

区 分

資産の種類及び 名称	期首帳簿価 額 (A)	当期増加額 (B)	当期減価償却 額 (C)	当期減少額 (D)	期末帳簿価額 (E = A + B - C - D)	減価償却累計 額 (F)	期末取得原価 (G = E + F)	摘要
	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	
基本財産（有形 固定資産）								
土地								
建物								
基本財産合計								
その他の固定資産 (有形固定資産)								
土地								
建物								
車両運搬具								
〇〇〇								
その他の固定資産（有 形固定資産）合計								
基本財産及びその他の 固定資産（有形固定資 産）計								
将来入金予定の減価償却金の額								
差 引								

富里市家庭的保育事業等の認可の基準等に関する要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 16 日

富里市長 相 川 堅 治

告示第 39 号

富里市家庭的保育事業等の認可の基準等に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、市長が、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項に定める家庭的保育事業等を運営しようとする者からの申請に対し、設置の認可、並びに同条第 7 項に定める家庭的保育事業等を運営している者からの申請に対し、その休止及び廃止の承認等を行うことについて必要な手続を定める。

(認可の申請)

第 2 条 児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により、家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、家庭的保育事業等認可申請書（別記第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に際しては、当該申請が富里市家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 12 号。以下「条例」という。）で定める要件に適合していることを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

3 家庭的保育事業等の運営の適正化に資するため、新たに家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

(認可の基準)

第 3 条 認可の基準は、児童福祉法及び関係法令に定めるもののほか、条例に規定する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）並びに次の各項に定めるところによるものとする。

2 児童数の推移、施設等の利用に係る待機の状態等地域の実態、付近の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の整備状況等を十分に勘案し、家庭的保育事業等の設置が必要であると認められるものでなければならない。

3 市長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（法第 61 条第 2 項第 1 号の規定により本市が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第 19 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する満 3 歳以上の小学校就学前子どもを除く。）及び特定地域型保育事業の利用定員の総数の合

計が、本市が定める子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援計画をいう。）（以下「事業計画」という。）において定める当該教育・保育提供区域の特定教育・保育施設の必要利用定員の総数（法第19条第1項第1号及び第2号に規定する満3歳以上の小学校就学前子どもを除く。）及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数の合計に既に達しているとき、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになることを認めるとき、その他の事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、認可をしないことができる。

- 4 債務超過や直近3か年の連続した損失計上、公租公課の滞納等、経営状況に係る懸念事項がないこと。
- 5 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を実施する建物は、昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものである等、耐震に関して安全性が確認されていること。
- 6 本市において認可外保育施設を運営している者が、当該認可外保育施設を家庭的保育事業等に移行する場合にあっては、原則として、国の認可外保育施設指導監督準に全て適合していること。

（富里市子ども・子育て会議等の意見の聴取）

第4条 市長は、家庭的保育事業等の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ富里市子ども・子育て会議及び富里市家庭的保育事業等の認可に関する審査会（以下「会議等」という。）の意見を聴かなければならない。

（認可の場合の通知）

第5条 市長は第2条第1項の申請に対し、第3条に規定する認可基準や事業計画の内容、区域の利用定員の総数及び区域の必要利用定員の総数並びに前条の会議等の意見を勘案する中で、認可の適否について判断するものとする。この場合において、市長は当該申請に対して、認可する場合は家庭的保育事業等認可書（別記第2号様式）を、認可しない場合は家庭的保育事業等認可不承認通知書（別記第3号様式）を交付するものとする。

（家庭的保育事業等の休廃止又は認可内容の変更）

第6条 家庭的保育事業等の認可を受けた者（以下「事業者」という。）が当該家庭的保育事業等の事業を休止又は廃止しようとする場合は、理由を記した書面を添えてあらかじめ家庭的保育事業等休止（廃止）申請書（別記第4号様式）及び家庭的保育事業等休止廃止承認申請調書（別記第4号の2様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 事業者が認可の申請の際に届け出た内容について変更がある場合は、その旨を市長に、家庭的保育事業等認可事項変更届（別記第5号様式。以下「変更届」という。）及び家庭的保育事業等認可事項変更調書（別記第5号の2様式）により届け出なければならない。また、法人の場合、法人の代表者について変更がある場合は、変更届及び家庭的保育事業等認可事項変更調書（法人代表者の変更）（別記第5号の3様式）を、その名称と所在地に変更がある場合は、変更届及び家庭的保育事業等認可事項変更調書（名称・所在地の変更）（別記第5号の4様式）により届け出なければならない。
- 3 市長は第1項の申請に対し、地域の保育の実状を勘案し、承認する場合は、家庭的保育事業等休止（廃止）承認書（別記第6号様式）を、承認しない場合は、家庭的保育事業等休止（廃止）不承認通知書（別記第7号様式）を交付するものとする。
- 4 市長は第2項の届出に対し、受理書（別記第8号様式）を交付するものとする。

（事業の制限及び停止又は認可の取消し）

第7条 市長は、事業者が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、事業者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、更にその事業者が命令に従わないときは、事業の制限及び期間を定めて事業の全部若しくは一部を停止、又は認可を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づき事業の制限及び事業の全部若しくは一部の停止又は認可を取り消すときは、家庭的保育事業等認可（制限・停止・取消）決定通知書（別記第9号様式）により事業者に通知する。

（報告）

第8条 事業者は、次の各号について市長へ報告しなければならない。

- (1) 通常報告 事業者は、家庭的保育事業等の運営状況を各年度終了後、別に通知する期限までに市長に報告するものとする。
- (2) 臨時報告 事業者は、施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、救急搬送事案、食中毒事案及び虐待（疑い）事案等の児童処遇上重大な事案があった場合には、遅滞なく市長に報告するものとする。
- (3) 改善の報告 事業者は、法第34条の17第3項に規定する改善勧告又は改善命令を受けた場合に、おおむね1か月以内に改善の事実又は改善の予定を市長に報告するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、家庭的保育事業等の認可等に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の申請の手続については、この告示の施行前においても行うことができる。

不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

平成 16 年 5 月 24 日 雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号

各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛

厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知

注 平成 26 年 12 月 12 日雇児発 1212 第 7 号・社援発 1212 第 8 号改正現在

従来、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受け保育所を設置することについては、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）のほか、「不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について」（平成 12 年 3 月 30 日児発第 297 号厚生省児童家庭局長通知。以下「旧通知」という。）に定めるとおりの取扱いとしてきたところです。

保育所を経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、保育所の設置に必要な土地及び建物いづれについても、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいところですが、一方、待機児童の解消等の課題に対し、保育所の緊急整備が求められているところです。

そのため、今般、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）等も踏まえ、地域の実情に応じた取組を容易にする観点から、これまでの取扱いを改め、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合においては、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

記

第 1 要件緩和の内容

1 既設法人が保育所を設置する場合

既に第 1 種社会福祉事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号までに掲げるものに限る。）又は第 2 種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人（以下「既設法人」という。）が保育所を設置する場合には、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年 9 月 8 日障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合

- (1) 既設法人以外の社会福祉法人については、これまで都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域にも拡大すること。
- (2) 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記

しなければならないこと。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

3 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合

- (1) 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、当該保育所の用に供する土地又は建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。
- (2) 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

①建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

②貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (4) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための ①1年間の賃借料に相当する額と ②1,000万円（1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県（指定都市・中核市を含む。）が認めた額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
- (5) (4) ②で認めた額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。
- (6) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

第2 施行期日等

この通知は平成16年5月24日から施行し、旧通知はこの施行に伴って廃止する。なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言である。

児童福祉法施行規則より抜粋

〔家庭的保育事業等の認可申請〕

第三十六条の三十六 法第三十四条の十五第二項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を具し、これを市町村長に申請しなければならない。

- 一 名称、種類及び位置
- 二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 三 事業の運営についての重要事項に関する規程
- 四 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- 五 収支予算書
- 六 事業開始の予定年月日

② 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 家庭的保育事業等を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- 二 家庭的保育事業等を行おうとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類
- 三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約

③ 法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第一号又は前項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、市町村長に届け出なければならない。

④ 法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、市町村長にあらかじめ届け出なければならない。

〔認可の取消しに該当しないことが認められるもの〕

第三十六条の三十六の二 法第三十四条の十五第三項第四号ニただし書の厚生労働省令で定める同号ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、市町村長が法第三十四条の十七第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を確認した結果、当該家庭的保育事業等を行う者が当該認可の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

② 前項の規定は、法第三十四条の十五第三項第四号ホただし書の厚生労働省令で定める同号ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

〔法第三十四条の十五第三項第四号ホの申請者の親会社等〕

第三十六条の三十六の三 法第三十四条の十五第三項第四号ホに規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）の親会社等（次項及び第四項第一号において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超える者
- 二 申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者

- 三 申請者（持分会社である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
- 四 申請者の事業の方針の決定に関して、前三号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

② 法第三十四条の十五第三項第四号ホの厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者
- 二 申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
- 三 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
- 四 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者

③ 法第三十四条の十五第三項第四号ホの厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者
- 二 申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
- 三 申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
- 四 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者

④ 法第三十四条の十五第三項第四号ホの厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- 一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。
- 二 法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可を受けた者、認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定を受けた者又は認定こども園法第十七条第一項の認可を受けた者であること。
- 三 家庭的保育事業等を行っていた者又は保育所を設置していた者であること。

〔法第三十四条の十五第三項第四号トの通知〕

第三十六条の三十六の四 法第三十四条の十五第三項第四号トの規定による通知をするときは、法第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

〔法第三十四条の十五第五項ただし書の厚生労働省令で定める場合〕

第三十六条の三十六の五 法第三十四条の十五第五項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、同条第二項の認可の申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下この条において「市町村計画」という。）に基づき整備しようとするものを含む。以下この条及び第三十七条の五において同じ。）及び特定地域型保育事業（同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業をいう。以下この条及び第三十七条の五において同じ。）（事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定

する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。)に係る利用定員の総数(当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度(以下この条において「申請事業開始年度」という。)に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。))が、当該市町村計画において定める当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数(申請事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。))に既に達している場合又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認める場合とする。

〔家庭的保育事業等の休廃止の承認〕

第三十六条の三十七 法第三十四条の十五第七項の規定により、家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を具し、市町村長の承認を受けなければならない。

- 一 廃止又は休止の理由
- 二 現に保育を受けている児童に対する措置
- 三 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分
- 四 休止しようとする者にあつては休止の予定期間

② 前項の承認の申請を受けた市町村長は、必要な条件を付して承認を与えることができる。

富里市家庭的保育事業等の認可に関する審査会設置要綱

平成 2 7 年 4 月 1 日告示第 5 5 号

改正

平成 2 9 年 4 月 1 日告示第 4 8 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 5 第 3 項に規定する家庭的保育事業等の認可に関する審査事務を適正かつ公正に執行するため、富里市家庭的保育事業等の認可に関する審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、富里市家庭的保育事業等の認可に関する事前審査等を行い、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 審査会は、次に掲げる職にある者を委員として組織する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 社会福祉課長
- (3) 子育て支援課長
- (4) 子ども課長
- (5) 健康推進課長

(会長及び副会長)

第 4 条 審査会に会長を置き、会長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

- 2 審査会に副会長を置き、副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。
- 5 当該法人の信用に関する情報を取り扱うため、会議は非公開とする。

(審査の対象)

第6条 審査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 法第34条の15第2項に基づく家庭的保育事業等の認可に関する事項
- (2) その他会長が必要と認める事項

(審査の内容)

第7条 審査の内容は次のとおりとする。

- (1) 家庭的保育事業等の認可に関する事項
 - ア 家庭的保育事業等を行う者の動機
 - イ 家庭的保育事業等の必要性
 - ウ 家庭的保育事業等を行う者の資産の安定性
 - エ 家庭的保育事業等を行う者の役員の適格性及び組織運営
 - オ 関係法令及び条例に規定する基準に基づく施設
 - カ その他必要事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(事務局)

第8条 審査会の事務局は、健康福祉部子ども課内に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。